仕様書

1 件名

不用決定済み県有車両の売却

2 売却契約適用基準の遵守

本契約では、本仕様書のほか使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、その他本件業務に関係する法令等を適用基準とし、甲及び乙は、誠実にこれらを遵守する義務を負う。

- 3 本契約の許可及び登録関係の条件は以下のとおりとする。
 - (1) 許可及び登録関係
 - ア 解体業に関し、管轄する都道府県知事等の許可を受けていること。
 - イ 破砕業に関し、管轄する都道府県知事等の許可を受けていること。
 - ウ 古物営業に関し、管轄する都道府県公安委員会等の許可を受けていること。
 - エ 自動車引取業に関し、管轄する都道府県等の許可を受けていること。
 - オ フロン類回収業に関し、管轄する都道府県等の登録業者であること。
 - カ 国際標準規格IS014001 (環境マネジメントシステム) を取得している こと。
 - キ 本件引取車両の処分において、産業廃棄物が発生しそれを自社にて処分 する場合は、収集運搬及び処分について「産業廃棄物収集運搬業」及び「産 業廃棄物処分業」に関し、管轄する都道府県知事等の許可を受けているこ と。

(2) 輸出

ア義務

乙又は乙が本件不用決定済み県有車両の解体等処分後の部品等を売却した第三者が、本件不用決定済み県有車両車両の解体等処分後の部品等を海外に輸出する場合は、外国為替及び外国貿易法、外国為替令、輸出貿易管理令等の遵守義務を負う。

イ 法令違反時の措置

乙又は乙が本件不用決定済み県有車両車両の解体等処分後の部品等を売

却した第三者が、輸出先の国を経由して輸出規制対象国に規制対象部品等の輸出に関与したことが発覚、又は確認された場合、甲は乙の承諾を得ずに本契約を直ちに解除する。

前記不正輸出に伴う契約解除時までに乙が不用決定済み県有車両車両代金を納付し、かつ、納付代金分の不用決定済み県有車両車両の引渡を受けていない場合、乙は甲に対して、納付代金の返金又は使用済国有車両の引渡に関する請求権を行使することができない。

ウ賠償

乙は、前イにより甲が被った全ての損害について賠償請求した場合、これを拒むことができない。

4 不用決定済み県有車両の状態

- (1) 燃料、バッテリー、機械油(エンジン、ブレーキ、ミッション)等の廃液が残っている車両がある。
- (2) 事故や訓練等でボディに歪み、タイヤの欠損、ガラス類の破損等がある 車両がある。
- (3) 機械類の故障により物理的にエンジン不動の車両がある。
- (4) 警察装備品(サイレンアンプ、赤色灯、無線格納装置等)が取り外され、 又は破壊された状態で搭載されている車両がある。

5 不用決定済み県有車両の処分方法等

- (1) 全台について、プレス又は破砕により原状回復出来ないようにすること。
- (2) 全台について、車両全体の破砕前、破砕中、破砕後の状況及び車体フレーム番号が読み取れる状態を各1枚以上撮影し、日本産業規格A4サイズの用紙に車両ごとにまとめたものを提出すること。

なお、写真サイズはDSCサイズ(縦89mm×横119mm、150万画素相当)を 下回らないこと。

6 処分時の立会

甲が指定する以下の車両及び部品の処分については、警察職員を立会させること。

アパトカー等

白黒2色に塗装された警察用車両であることが外観上明らかな車両

イ 特殊装備車両

特殊装備品が搭載された車両

ウ 警察関連部品登載車両

警察関連部品が登載された車両(破壊等により、機能が失われている場合を含む。)

- 7 部品の再利用に関する配意事項
 - (1) 部品の再利用

以下に該当する部品については、再利用(転売含む。以下同じ。)を不可とする。

- ア パトカー等、特殊装備車両の外装部品
- イ 除去する必要のある警察関連部品(破壊等により、機能が失われている 場合を含む。)
- ウ その他警察用車両特有の部品と認められるもの
- (2) 再利用する部品の確認
 - ア 部品を再利用しようとする場合は、再利用する部品、数量、搭載されていた車両の車台番号等について任意の様式により甲に申請すること。
 - イ 甲による確認が終了するまでの間、申請した部品を適切に管理すること。
 - ウ 甲による確認の結果、再利用不可の部品が含まれていた場合は、警察職員に当該部品の実物を確認させた上で、当該部品を破砕等すること。